

五島市監査委員公表第2号

五島市長より平成20年度定期監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成21年4月17日

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

平成21年4月10日

五島市監査委員 木戸庄吾様
五島市監査委員 谷川 等様

五島市長 中尾郁子

平成20年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成21年2月20日付け20五監第453号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象 市民課、長寿介護課、健康政策課、国民健康保険玉之浦診療所
国民健康保険三井楽診療所、水道課、水道局

2 指摘事項及び講じた措置

（共通事項）

(1) 釣銭について

ア 指摘事項

窓口で収納する手数料、使用料等の釣銭を私の資金により賄っており、不適切である。会計管理者に釣銭用の現金を保管させ、出納員に交付する方法により対応できるよう、早急に措置すべきである。

（市民課 健康政策課）

イ 講じた措置

市民課・・・ご指摘どおり、会計管理者に釣銭用の現金を保管させ、出納員に交付する方法により、平成21年4月1日より措置しました。

健康政策課・・・同上。

(2) 公の施設の使用料について

ア 指摘事項

- ① 公の施設の使用料の納付が遅滞しているものがある。また、使用料が納付されていないものがあるなど、使用料の納期限が遵守されていない。

使用料の滞納については、法令及び例規の定めるところにより、適正に督促を行い、督促手数料及び所定の延滞金を徴収するとともに、強制執行等の措置をとられたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課)

- ② 公の施設に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない。」とされる使用料が、利用の許可の際に納付されていないものがある。関係条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課)

イ 講じた措置

市民課・・・①については、法令及び例規の定めるところにより、適正な事務処理を行うよう努めたい。

②については、関係条例に基づき適正に処理したい。

長寿介護課・・・①について、使用料については、現在の時点で完納されております。五島市福江陶芸館の使用料の納付についての事務は、指定管理者への改善命令及び②のとおり改めましたので、今後使用料についての滞納が発生しないよう努めることとしました。

②については、五島市福江陶芸館の利用申請及び許可について、合併前の条例に倣った処理が一部行われていたことを改善するよう指摘を受けましたが、指定管理者及び担当職員において現行条例を確認し、平成21年度の利用申請及び許可については、関係例規のとおり処理することとしました。利用者へは別紙1のとおり通知しております。

健康政策課・・・①については、ご指摘後、使用料の納期限は遵守しています。

②については、ご指摘後、使用料の納付は適正に処理しています。

(3) 契約事務について

ア 指摘事項

- ① 随意契約の理由及び根拠条項が不明なもの、見積書の徴取又は予定価格調書の作成を省略できないにもかかわらず省略しているものなど、契約事務において不備が見受けられる。

地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は特例であるから、随意契約による場合は、その理由及び根拠条項を明確にし、法令等を遵守の上、適正に処理されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

- ② 決裁の際に、専決権者を誤っているものがある。決裁は、五島市事務決

裁規程等に基づき適正に行われたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

イ 講じた措置

市民課・・・①について、随意契約による場合は、今回の指摘事項を真摯に受けとめ、平成21年度契約分から法令等を遵守し、適正な事務処理に努めたい。

②について、契約決裁にあたっては、五島市事務決裁規程等に基づき、適正な事務処理に努めたい。

長寿介護課・・・①については、随意契約の根拠条項及びその理由、見積書の徴取又は予定価格調書の作成等については、関係例規を遵守し適正に処理することとします。

②については、今後、五島市事務決裁規定等に基づき、適正な事務処理を行います。

健康政策課・・・①について、今後の契約については、法令等を遵守の上、適正に処理いたします。

②について、五島市事務決裁規程等に基づき適正に処理いたします。

玉之浦診療所・①について、今後の契約については、法令等を遵守の上、適正に処理いたします。

②について、五島市事務決裁規程等に基づき適正に処理いたします。

三井楽診療所・①について、今後の契約については、法令等を遵守の上、適正に処理いたします。

②について、五島市事務決裁規程等に基づき適正に処理いたします。

水道課(局)・・・①については、平成21年度からの契約事務を適正に処理するよう、職員へ法令の周知徹底を図りました。

②については、簡易水道事業特別会計と水道事業企業会計に共通する業務の契約事務を併せて実施した際の取扱いに誤りがあったので、平成21年度からの契約事務において十分注意をするように職員を指導しました。

(4) 時間外勤務について

ア 指摘事項

勤務時間数又は支給割合の錯誤により、時間外勤務手当の支給誤りが生じている。また、時間外勤務命令簿に所要事項が適正に記入されていないものがある。時間外勤務命令簿への記入及び時間外勤務手当の支出に際しては、

違算などがないよう確認されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 水道課 水道局)

イ 講じた措置

市民課・・・時間外勤務命令簿への記入に当たっては、所要事項を適正に記入すると共に、支出の際には、違算がないよう係長決裁段階でのチェック体制を強化しました。

長寿介護課・・・時間外勤務の区分及び所要事項の記入について、関係例規のとおり確認することとしました。

健康政策課・・・ご指摘後、日を越えるような時間外がないかなど、命令簿の確認及び手当の算出については、違算がないよう再確認し、慎重に対処しております。

水道課（局）・・・支給割合の誤りについて、追給2件、差額返納2件を行い、誤りを更正しました。

(5) 公用船車借上簿について

ア 指摘事項

借上料の金額及び処理日が記載されていないものがある。支払の漏れ及び遅延を防止するため、これらの事項を記載すべきである。また、様式についても検討すべきである。

(市民課 長寿介護課)

イ 講じた措置

市民課・・・ご指摘のとおり見直し、別紙2のとおり決めました。

長寿介護課・・・公用船車借上簿の借上料の金額及び処理日について、担当者が確認し、遺漏なく記載することとしました。

(6) 復命書について

ア 指摘事項

会議等の開催場所、開始時刻、終了時刻等が記載されていないものがある。旅行のてん末として、これらの事項についても記載すべきである。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 水道局)

イ 講じた措置

市民課・・・復命書の記入に当たっては、今回の指摘事項を旅行顛末書作成上の必須事項とし、職員に対して指導・徹底を図りました。

長寿介護課・・・復命書の起案時に会議等の開催場所・開始時刻・終了時刻等を記載することとしました。

健康政策課・・・課内決裁時において、会議等の開催場所・開始時刻・終了時刻等の記載もれがないか確認しています。

水道局・・・今後の復命書の記載について、職員に周知徹底を行いました。

(7) 備品の管理について

ア 指摘事項

所在が確認できないもの、備品台帳に登載されていないものなどがある。現物と備品台帳との照合等により、備品の管理を徹底されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

イ 講じた措置

市民課・・・備品台帳の備考欄に、保管している部署の記入がない台帳が多々あり、その所在が判りづらくなっている。今後精査し、備品台帳の整備を図りたい。

長寿介護課・・・備品の所在再確認後に、備品台帳の整備を行うこととしました。

健康政策課・・・ご指摘後、廃棄された備品や移管された備品がないかなど、現物と備品台帳とを照合するなどして、備品の管理に努めております。

玉之浦診療所・・・ご指摘後、廃棄された備品や移管された備品がないかなど、現物と備品台帳とを照合するなどして、備品の管理に努めております。

三井楽診療所・・・ご指摘後、廃棄された備品や移管された備品がないかなど、現物と備品台帳とを照合するなどして、備品の管理に努めております。

水道課（局）・・・富江分室において指摘を受けた備品台帳の整備を行うよう指導しました。

(8) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

① 補助金等の交付の目的、補助率又は補助額、補助事業の内容等を定めていないものがある。要綱又は伺い定めにより明らかにすべきである。

(市民課 長寿介護課 健康政策課)

② 各種書類の様式誤り、書類の漏れ、計数誤りなど、補助金等の交付手続において不備が見受けられる。補助事業者を指導するとともに、関係書類の審査においては、五島市補助金等交付規則その他関係例規を遵守し、適正に処理されたい。

なお、社会福祉法人に対する補助については、五島市社会福祉法人に対する助成条例及びその施行規則の定めるところによられたい。

イ 講じた措置

市民課・・・①について、要綱または伺い定めにより補助金等の交付の目的等を明らかにしたい。

②について、補助金等の交付手続に不備がないよう適正処理に努めたい。

長寿介護課・・・①について、補助金等の交付の目的、補助率又は補助額、補助事業の内容等を伺い定めにより明らかにすることとしました。

②について、五島市補助金等交付規則その他関係例規にのっとり事務処理を行うとともに、補助事業者の指導も行うよう計りました。

社会福祉法人に対する補助については、五島市社会福祉法人に対する助成条例及びその施行規則にのっとり事務処理をいたすことにしました。

健康政策課・・・①については、補助金等の交付の目的、補助率又は補助額、補助事業の内容等については、伺い定めにより明確にすることとしました。

②については、五島市補助金等交付規則その他関係例規に則して関係書類の審査をするとともに、補助事業者の指導を行うこととしました。

(市民課)

(1) 住民センターの管理について

ア 指摘事項

市長の許可を受けないで住民センターを利用しているものがあるなど、法令及び例規にのっとり管理がなされていない点が見受けられる。適正な管理に努められたい。

イ 講じた措置

利用者に許可申請を行うよう周知徹底するとともに、法令及び例規にのっとり、適正な管理に努めたい。

(2) 国民健康保険及び老人保健の第三者行為による賠償金について

ア 指摘事項

第三者行為による賠償金のうちのカネミ油症関係分については、厚生労働省通知に基づく損害賠償請求権の保全措置に終始するのではなく、債務者に対し、債権者として直接面会の上、損害賠償請求権を行使する等の方法により、その

取立てに努力されたい。

イ 講じた措置

平成21年2月23日にカネミ倉庫(株)を訪問し、総務部長と経理部長に直接面会し、第三者行為による賠償金の請求及び催告を行いました。

これは、カネミ倉庫(株)の社長に直接面会の申出を行ったものの、応じてもらえなかったため、やむを得ずこちらから訪問したものです。

なお、社長自ら五島市に出向いて、経営状況や支払いに向けた努力について説明するよう、誠意のある対応を要求しているところです。

(3) 自動車運転日誌について

ア 指摘事項

運転の開始及び終了の日時並びに運転した距離が記録されていないなど、道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定により自動車運転日誌に記録すべき事項に不備があるものが見受けられる。自動車の運転の状況を把握するために必要な事項を検討の上、様式を整備すべきである。

イ 講じた措置

平成20年11月1日から別紙3のとおり様式を整備しました。

(長寿介護課)

(1) 介護保険料の債権管理について

ア 指摘事項

介護保険料について、延滞金を徴収しておらず、滞納処分も行っていない。また、債権管理に関するマニュアル等を策定しておらず、保険料納付原簿も整備していない。さらには、消滅時効が完成していないにもかかわらず、5か年度以前分の介護保険料を不納欠損処分するなど、債権管理が適正に行われていない。

介護保険料については、滞納繰越分の調定額が年々増加し、その収納率が低下していることから、債権を適正に管理するための体制を速やかに整備し、関係職員一丸となって収納率の向上に取り組まれない。

イ 講じた措置

介護保険制度は被保険者皆保険料のため、市民税課税状況に応じた保険料を賦課している。滞納者の大半は収入額のない人たちであるが、介護保険制度を説明し理解していただき、自主納付をされるよう推進していきます。

債権管理に関するマニュアルの策定及び保険料納付原簿の整備を行います。

介護保険法第200条にのっとり、時効消滅しているものについて不納欠損処分をいたします。

課員一丸となって収納率の向上に取り組みます。

(2) 介護保険料の還付について

ア 指摘事項

相続権者が複数いるときの介護保険料の還付について、請求権及び受領権が委任されていない。請求権及び受領権を受任している者に対して還付されたい。

イ 講じた措置

市民課、税務課及び長寿介護課間で様式を統一して使用し、請求権及び受領権の委任に替えて誓約書を徴取して還付処理を行うこととしました。

(3) 福江陶芸館の管理について

ア 指摘事項

福江陶芸館の利用が曜日によって制限され、休館日及び利用の許可権者が関係例規の定めるものと異なっている。また、指定管理者からの管理業務の報告がなされておらず、指定管理者に対する報告の徴取、実地調査及び指示も行われていない。法令及び例規の定めるところにより、並びに指定管理協定書に基づき、適正な管理に努められたい。

イ 講じた措置

平成21年1月15日付けで指定管理者に対して事務改善命令を行っており、曜日による制限等を関係例規のとおり行うこととしました。

(4) 備品の管理について

ア 指摘事項

貸付けに関する契約を締結しないで、社会福祉法人に備品を貸し付けている事例が見受けられる。備品の管理は、五島市財務規則、五島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の関係例規に基づき適正に処理されたい。

イ 講じた措置

社会福祉法人に貸し付けている備品の管理について、所在の再確認後に関係例規に基づき、貸付に関する契約を締結することとしました。

(健康政策課)

(1) 福江総合福祉センターの使用料について

ア 指摘事項

① 使用料の領収書に係る現金が指定金融機関等に払い込まれていないものがある。これは、当該現金を指定金融機関等に払い込む前に福江総合福祉保健センターの利用変更の申し出があったため、受領書を徴することなく当該現金を還付したものであるが、その事実を証明する書類が存在しない。公金の取扱いについて疑念を抱かれるおそれがあり、事務処理が適正でないので、例規にのっとりた事務処理を行われたい。

② 減免の申請及び承認が行われていないにもかかわらず、附属設備使用料を徴取していないものがある。法令及び例規の定めるところにより、適正に措置されたい。

イ 講じた措置

①については、ご指摘後、使用許可書ごとに調定しており、例規にのっとりた事務処理を行っています。

②については、ご指摘後、附属設備使用料についても法令等の定めるところにより、適正に徴収することとしました。

(2) 契約事務について

ア 指摘事項

契約書が保存されていないものがある。五島市文書管理規則の定めるところにより、適正に管理すべきである。

イ 講じた措置

五島市文書管理規則に則して、適正に管理することとしました。

(玉之浦診療所)

(1) 契約事務について

ア 指摘事項

随意契約の手續において、契約締結伺いなど執行機関の意思決定を行う起案文書が作成されていないものがある。意思決定については、正確性及び透明性を確保するとともに市民に対する説明責任を果たすため、関係例規の定めるところにより文書をもって行うべきである。

イ 講じた措置

それぞれの契約ごとに、契約伺いもしくは起案文書により、契約することとしました。

(三井楽診療所)

(2) 医師用住宅について

ア 指摘事項

三井楽診療所医師住宅のうちの1戸については、診療所の医師でない者に入居を許可しているが、その事実を証明する書類が保存されていない。この許可は、合併前の三井楽町教職員等住宅管理条例の規定により特別に認めたものであるから、関係書類は、適正に管理されたい。

イ 講じた措置

合併前の三井楽町教職員等住宅管理条例の規定により特別に認められたものであることから、再度関係書類を整備することとしました。

(水道課及び水道局)

(1) 未収金の債権管理について

ア 指摘事項

水道使用料金の未収金に対する措置として、催告書を年に4回送付している。

水道使用料金を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後速やかに督促すべきである。また、未収金については、少額訴訟、支払督促等の法的措置も含めて検討の上、債権管理マニュアルを策定するなど、収納率の向上に努められたい。

イ 講じた措置

水道使用料が民法上の債権であるため、現行の年4回の催告も、厳密に言えば時効中断の効力を有さないものであると解せられます。したがって、まずはご指摘にもありました少額訴訟、支払督促の申立て等の法的措置について調査、研究を行った上で、実現可能な債権管理マニュアルの策定なども含めて検討してまいります。

また、納期限ごとの速やかな催告については、現実的問題として、企業経営である水道事業においては、費用や作業コストを抑えることも重要な問題であることから、悪質滞納者と単に支払いを遅延したなどの悪質でない滞納者を区分することで、前者に対してのみの速やかな催告が可能であるかどうかなどを検討して未収金の解消に努めてまいります。

(2) 水道使用料金の軽減及び免除について

ア 指摘事項

申請受理錯誤及び誤検針を理由とする水道使用料金の軽減及び免除が行われている。これらの錯誤は、水道事業に対する需要者の信頼を損なうことにもなりかねないから、その防止に万全を期されたい。

イ 講じた措置

申請受理の錯誤は、申請者とその受付者双方の思い違い、再確認の不足などにより起こるものである。このことから、受付を行なう窓口担当職員のみならず、水道課職員全員に正確な事務処理のための教育を行なうことで、その防止に努めたい。

また、検針については、検針業務受託者に対して、誤検針によって引き起こる苦情を共有し、失う信頼の大きさを説き、そのことを自覚してもらうことで発生件数の減少に努めてまいります。

(3) 水道使用料金の収納事務受託者の領収印について

ア 指摘事項

水道使用料金の収納事務を委託された私人が、その収納に際して「五島市水道課（局）現金取扱員の領収印」を用いているが、現金取扱員を命ぜられる者は企業職員に限られるから、現金取扱員の領収印を収納事務の受託者に使用させることはできない。領収書は、収納事務を委託された私人の名で発行すべきである。

イ 講じた措置

現在、収納事務委託者が使っている「五島市水道課（局）現金取扱員の領収

印」は上水道、簡易水道ともに回収することとし、平成21年度からの領収書は収納事務を受託した私人名で発行するようにし、当該私人が企業出納員及び出納員に納める取扱いといたします。

(4) 出納取扱金融機関等に対する検査について（水道局）

ア 指摘事項

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査が行われていない。会計管理者が行う指定金融機関等に対する定期検査と連携するなど、時期を定めて定期的に、出納取扱金融機関等に対する検査を行われたい。

イ 講じた措置

平成21年度からは、指定金融機関等に対する定期検査と連携するなどしながら定期的な検査を実施することといたします。

別紙1

20五長第2877号

平成21年3月9日

五島市福江陶芸館利用者様

五島市長 中尾 郁子

五島市福江陶芸館の利用許可申請及び利用料納付の取扱いについて

早春の候、皆様におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年度より標記利用許可申請及び利用料納付の取扱いについて、下記のとおり実施いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

利用許可申請方法

申請書提出場所 五島市役所 長寿介護課 介護予防係（本庁水道課横）

申請書提出期限 陶芸館利用の7日前まで

利用料の納付

利用料納付場所 五島市役所 長寿介護課 介護予防係（本庁水道課横）

利用料納付方法 利用許可申請提出時に前納

※ 21年度より、申請時に実際に利用したい期間分を一括して前納して頂くこととなります。

